

社 債 の 取 得 に 関 す る 報 告 書
年 月 日

財務大臣及び事業所管大臣 殿
(日本銀行経由)

報 告 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名		責任者の氏名		
	住所又は主たる 事務所の所在地		国籍又は 設立国		
	職業又は営んで いる事業の内容				
	ウェブページのリンク				
	報告者となる法的根拠 (該当分に○)		イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接、間接に議決権の50% 以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員を過半数を占める本邦法人等 ヘ イ～ホのために取得するもの		
	代 理 人	氏名又は名称及び 代表者の氏名		責任者の氏名	
住所又は主たる 事務所の所在地					
事務上の連絡先 (担当者氏名、電話 番号及び電子メール アドレス)					

下記のとおり報告します。

1 発 行 会 社	(1) 名 称					
	(2) 主たる事務所の 所在地					
	(3) 定款上の事業目的					
2 取 得 し た 社 債	銘 柄 (発行日、記号等)	額面総額	取得価額	利率	償還日及び 元金の支払方法	同一銘柄の 発行総額
3 取 得 年 月 日						
4 支 払 年 月 日						
5 そ の 他 の 事 項		<input type="checkbox"/> 発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っていない。				

(記入要領)

- 1 「責任者の氏名」には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 2 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。
- 3 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 4 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 5 「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 6 「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先 URL を記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。
- 7 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「5 その他の事項」欄に記入すること。
- 8 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 9 取得した社債が新株予約権付社債等の場合は、「2 取得した社債」欄の「銘柄」欄にその旨記入すること。また、「償還日及び元金の支払方法」欄は、次の例にならって記入すること。
(例：償還日は〇年〇月〇日、元利金は本邦において円価で支払う。)
- 10 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格 A 4 の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格 A 4)

報告書記入例

社債の取得に関する報告書
○年 ○月 ○日財務大臣及び事業所管大臣 殿
(日本銀行経由)

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名	責任者の氏名		
		<名称> 日本語表記：ディー・イー・エフ・コーポレイション 英語表記：DEF Corporation <代表者名> 日本語表記：ジー・エイチ・アイ 英語表記：GHI		
	住所又は主たる事務所の所在地	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク100	国籍又は設立国	アメリカ合衆国
	職業又は営んでいる事業の内容	医薬品・化学製品の製造、販売		
	ウェブページのリンク	www.〇〇〇〇.com		
	報告者となる法的根拠(該当分に○)	イ 非居住者個人 <input checked="" type="radio"/> 外国法人等 ハイ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員を過半数を占める本邦法人等 ヘ イ〜ホのために取得するもの		
代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名	責任者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地	〇〇株式会社 代表者 甲野太郎		
	事務上の連絡先(担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)	担当者氏名：乙野二郎(〇〇株式会社経理課) 電話番号：〇〇-〇〇〇〇 電子メールアドレス：jiro_otsuno@〇〇.co.jp		

下記のとおり報告します。

1 発行会社	(1) 名称	日本〇〇運送株式会社				
	(2) 主たる事務所の所在地	東京都港区〇〇町〇番地				
	(3) 定款上の事業目的	【注：定款に定める事業目的を、そのまま正確に記入すること(事業目的が多い場合、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付して差し支えない)。】				
2 取得した社債	銘柄(発行日、記号等)	額面総額	取得価額	利率	償還日及び元金の支払方法	同一銘柄の発行総額
	日本〇〇運送株式会社社債 ○年○月発行 第3回	〇〇億円	〇〇億円	年○%	償還日： ○年○月○日 元金の支払方法： 本邦において円貨で支払う	〇〇億円
3	取得年月日	○年○月○日				

4 支 払 年 月 日	○年○月○日
5 そ の 他 の 事 項	<input checked="" type="checkbox"/> 発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っていない。

(記入要領)

- 1 「責任者の氏名」には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
- 2 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。
- 3 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 4 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 5 「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 6 「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先 URL を記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。
- 7 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「5 その他の事項」欄に記入すること。
- 8 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 9 取得した社債が新株予約権付社債等の場合は、「2 取得した社債」欄の「銘柄」欄にその旨記入すること。また、「償還日及び元金の支払方法」欄は、次の例にならって記入すること。
(例：償還日は○年○月○日、元金は本邦において円価で支払う。)
- 10 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格 A 4 の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格 A 4)

対内直接投資等に係る「社債の取得に関する報告書」の記入の手引

1. 報告が必要な取引又は行為

外国投資家（注1）が本邦にある会社（以下「発行会社」といいます。）の発行した社債で、取得日から元本の償還日までの期間が一年超であり、その募集が特定の外国投資家に対してされるものを取得した（居住者外国投資家が行う本邦通貨をもって表示される社債の取得を除く。以下「社債の取得」といいます。）場合（注2）であって、次のいずれにも該当するもの（下記（1）若しくは（2）のどちらか一方のみ該当する、又はそのいずれにも該当しないものは、事前届出の対象となります。）。

- （1） 発行会社又はその子会社若しくは議決権半数子会社（注3）の行っている事業のすべてが告示（「対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」）別表第三に掲載されている業種（別表第一に掲載されている業種を除く。）であること。
- （2） 外国投資家の国籍及び所在国（地域を含む。）が、日本又は「対内直接投資等に関する命令」別表第一に掲載されている国又は地域であること。

ただし、相続又は遺贈により社債を取得する場合は報告不要です。また、①特定の外国投資家による実質株式（注4）ベースの出資比率及び実質保有等議決権（注5）ベースの議決権比率のいずれもが密接関係者（対内直接投資等に関する政令第2条第19項に定めるものをいいます。）と合わせて10%未満の居住者外国投資家（上場会社等に限る。以下「特定上場会社等」といいます。）による社債の取得（注6）②組合等が行う対内直接投資等に相当するものに伴って行われる当該組合等の組合員による社債の取得及び、③取得条項付株式又は取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその取得の対価として交付する社債の取得も報告不要です。

（注1） 次の事業を営む者（以下「金融機関」といいます。）が業として当該社債を取得した場合は、対内直接投資等に該当しませんので、本件報告の対象ではありません（この場合、当該社債を居住者より取得したときは、資本取引に該当し、別途居住者が報告を提出する必要がある場合があります。）。

- a 銀行業、信託業、保険業又は金融商品取引業を営む者。
- b 業としての金銭の貸付けを主として行う者。

（注2） 次のいずれにも該当する社債の取得が対象です（それ以外の社債を居住者より取得した場合は、資本取引に該当し、別途居住者が報告を提出する必要がある場合があります。）。

- a 当該社債の取得後において当該外国投資家が保有する発行会社の社債の残高が1億円に相当する額（注7）を超える。
- b 当該社債の取得後において当該外国投資家が保有する発行会社の社債の残高と、当該外国投資家から発行会社への金銭の貸付け（注8）の残高の合計額（注9）が、当該社債の取得後における発行会社の負債の額として定める額（注10）の50%に相当する額を超える。

(注3) 発行会社の子会社とは、会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、発行会社はその総株主の議決権の過半数を有する株式会社等その財務及び事業の方針の決定を支配（詳細は会社法施行規則を参照）している特定目的会社以外の会社等（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）をいいます。直接の資本関係にあるいわゆる「子会社」だけでなく、「孫会社」「曾孫会社」など支配下にある全ての会社や、会社以外の法人及び法人格を有しない組合等も含まれます。

また、発行会社の議決権半数子会社とは、発行会社（その子会社を含む。）が総議決権の50%を保有する他の会社（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）であって、当該発行会社の子会社に該当しないものをいいます。

(注4) 実質株式とは、議決権等行使等権限（株主としての議決権その他の権利を行使することができる権限又は当該議決権その他の権利の行使について指図を行うことができる権限をいいます。）が株式を所有するもの以外のもに委任され、かつ、当該委任により当該株式を所有するものが当該株式に係る株主としての議決権その他の権利を行使できない場合の株式以外の株式をいいます。

(注5) 実質保有等議決権とは、議決権行使等権限（株主としての議決権を行使できる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限をいいます。）が保有等議決権（直接保有するものだけでなく、一任運用、議決権代理行使受任及び議決権行使等権限に係る議決権を含む。）を保有するもの以外のもに委任され、かつ、当該委任により当該保有等議決権を保有するものが当該保有等議決権を行使できない場合の保有等議決権以外の保有等議決権をいいます。

(注6) 上記ケースにおける特定の外国投資家自身が、特定上場会社等である場合には、そのものからの実質株式ベースの出資比率又は実質保有等議決権ベースの議決権比率が10%以上であっても手続免除の対象となります。このように、特定上場会社等以外の特定の外国投資家又はその子会社からの実質株式ベースの出資比率及び実質保有等議決権ベースの議決権比率が密接関係者と合わせて10%未満の居住者外国投資家のことを「特別上場会社等」といいます。また、特別非上場会社（特別上場会社等を除く、いずれの外国投資家からも出資を受けない居住者外国投資家（非上場会社に限る。））のすることをいいます。）による社債の取得も、報告不要です。

(注7) 外貨の場合は外為法第7条に定める「基準・裁定外国為替相場」により換算して下さい（以下、金額の換算については同様です）。

(注8) 外国投資家が本邦に主たる事務所を有する法人に対し金銭を貸付ける場合であって、次のいずれかに該当するものを除きます。

- a 銀行業（国際復興開発銀行及びアメリカ合衆国輸出入銀行を除く）、信託業、保険業又は金融商品取引業を営む者、若しくは業としての金銭の貸付を主として行う者がその業務として行った金銭の貸付け。
- b 居住者外国投資家の本邦通貨による金銭の貸付け。
- c 期間が一年以下である金銭の貸付け。
- d 当該外国投資家による貸付け後における残高が1億円に相当する額以下の金銭の貸付け。

(注9) 対内直接投資等に関する政令第2条第19項に定める密接関係者の分を含みます。

(注10) 当該社債の取得を行った日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合は、直前の貸借対照表）の負債の部に計上した額と当該取得した社債の金額とを合算した額とします。

2. 報告の時期

取得の日から45日以内に報告して下さい。非居住者外国投資家が報告する場合は、必ず居住者である代理人が提出して下さい。

—— 45日目が休日（日本銀行の営業日以外の日をいいます。）の場合は、休日の翌日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とします。

3. 提出書類及び提出部数

「社債の取得に関する報告書」（別紙様式第十七）・・・1通

4. 報告書の提出先と照会先

(1) 提出先

東京都中央区日本橋本石町2-1-1 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ 50番窓口

（郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社 にほんばし蔵前郵便局私書箱30号 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ）

(2) 本報告書に関する照会先

TEL 03-3277-2107

（日本銀行外為法手続きオンラインシステムで本報告書を送信する場合の留意点）

「送信設定」画面の「対象時期」欄には、「3 取得年月日」に記載した「年月日」（複数日に亘る場合は初日）を入力して下さい。